

第十九部

第一回 参議院議院運営委員会會議録第五十三号

(六〇二)

付託事件

○新憲法の活用に関する陳情(第二十号)

○戦争犠牲者の負担公平を自由討議の問題とする事に関する請願(第百三十二号)

○政党法制定反対に関する陳情(第四百三十九号)

○衆議院議員選挙法中船員不在投票制度改正に関する陳情(第四百八十九号)

○政党法制定反対に関する陳情(第五百九号)

○衆議院議員選挙法中船員不在投票制度改正に関する請願(第四百八十七号)

○全国選挙管理委員会法案(衆議院送付)

昭和二十二年十二月二日(火曜日)午前十時三十分開会

本日の會議に付した事件

○議案の付託に関する件

○全国選挙管理委員会法案(内閣送付)

○衆議院議員選挙法中船員不在投票制度改正に関する請願(第四百八十七号)

○衆議院議員選挙法中船員不在投票制度改正に関する陳情(第四百八十九号)

○戦争犠牲者の負担公平を自由討議の問題とする事に関する請願(第百三十二号)

○新憲法の活用に関する陳情(第二十号)

第十九部

議院運営委員会會議録第五十三号 昭和二十二年十二月二日

○政党法制定反対に関する陳情(第四百三十九号)(第五百九号)

○委員(本内閣部) それでは只今より委員会を開きます。先ず議案の付託についてお諮りしたいと思います。

○参事(等光忠君) 昨日内閣から建設院設置法案が提出せられて、予備審査のためにこちらに参りました。これはこの前の建設院設置法案の際に決算の委員会に託されたものであります。が、今回撤回せられたものに代つて提出されたものでありますから、同じく決算委員会に付託せらるることになるかと存じますけれども、一應御審議を願いたい、こういうことでございませぬ。

○委員(本内閣部) 只今参事部長から説明がありました建設院設置法案を決算委員会に付託することに御異議ございませんか。

○委員(本内閣部) 御異議ないものと認めます。

次に衆議院の政党法及び選挙法に関する特別委員会委員長淺沼稻次郎君から提出されました全国選挙管理委員会法案が予備審査のために当院に送付されました。この法案は成るべく明日の本會議に上程するような運びにいたしたいと思つておりますので、本日予備審査として御審査願ひ、そしてできますれば明日の本會議のある中に採択して頂いて、本會議に緊急上

程させて頂きますれば非常に好都合だと思つております。衆議院では本日委員会の審査を省略しまして本會議に上程し、浅沼稻次郎君がまだ来られませんが、衆議院の法制部長が来ておられますし、こちらの法制部長もいるので、参画しておる点がありますので、両法制部長に若し御質疑がありましたら御質問なさつたら如何かと思つていますが、如何でしょうか。

○委員(本内閣部) それでは左様に取計いたします。それでは衆議院の法制部長から概略説明して頂きます。

○衆議院参事(三浦義君) 私家議院法制部長の三浦でございます。この法案は先程委員長から御説明がありましたように、衆議院におきまして政党法及び選挙法に関する特別委員会を設置せられました。御承知の通り政党法立案に関する問題を主としてその委員会において取扱つていたのであります。が、いろいろの事情によりまして内務省解体に伴います所の選挙事務というものに関する委員会の設置法案を第一段として立案するとうようなことにあつて参りました。その委員会におきましては内務省が従来扱つておりました所の選挙事務並びに政党法立案要綱におきまして考えられておりました所の政党管理委員会というようなものをも併せ含みました趣旨におきまして、立案せられることになつたのであります。従いましてこの選挙管理委員

会は内務省において扱つておりましたいわゆる選挙事務と、それから政党に関する事項等を扱うことになつておるわけでございます。大体要旨を申し上げますと、第一條におきましてはその趣旨を述べてございまして、これが行政機関であるに鑑みまして、内閣総理大臣の所轄に属するということになつております。尚第二條におきましては、この委員会は、後に出ておきますが、國會におきまして各政党、各党派から推薦いたしました人々を委員として指名して総理大臣がこれを任命するということになつておるのであります。併しながら委員となりた場合に、おきましては、それらの党派のいわゆる純然たる代表という意味でなくて、この委員会の趣旨に基づきまして、独立の職務を以て委員としての職務を行い、且つ又形式的には内閣総理大臣の所轄に属しておきますけれども、實質的には委員会独自の権限を以つてその職務を行う、こういう建前になつておるので第二條でございます。

第三條におきましては、一号、二号、三号、四号、五号とございするが、この内容は従来内務省が持つておりましたところの、いわゆる取扱つておりましたところの國會議員の選挙と、それから地方自治法に基づきますところの地方公共団体の議会の議員、並びに長の選挙、その他解職請求等の投票等に関する事務、並びにその調査及び資料の蒐集等に當るのであります。が、更に最高裁判所裁判官国民審査法が先

程両院を通過いたしました。法律となつたのであります。これに伴ひますところのいろいろの事務というのもこれで行くことになつておる次第であります。尚それらに伴ひますところの予算とか、用紙の斡旋等も同様に取扱います。それから政党、政治結社に関する事項等も扱つのであります。その他法律に基づきましてこの権限に属する事項等を行うことになつておるのであります。

それから第四條におきましては、從來ありますところの参議院の全国選出議員選挙管理委員会、それから都道府県、市町村におきましてその選挙管理委員会との間をいかに考えるか、こういう問題でございするが、これらに對しましては、この全国選挙管理委員会との縦の繋がりをはかりまして、指揮監督するといふことが第四條の規定となつておる次第でございます。尚最初には最高裁判所裁判官国民審査管理委員会もこの指揮系統に入れることになつておつたのであります。が、これはいろいろの事情から、その点は取除くことになりました。それが別個独立の機関としてその職務を行う。併し事務といたしましては、この三條におきましてこの選挙事務を行う。かようなことになつておる次第であります。

第五條におきましては、委員の構成でございます。これにつきましては、いろいろ調査研究せられたのであります。が、結論といたしましては、九

人ということになつた次第でありま

す。それでこの委員の選任につきま

す。第六條に規定してございませ

す。第六條の第二項にお

きまして「委員会、国会における同

一党派の各所属國會議員数の比率による

用しております。

第八條においては、委員の任期を三

年として、委員の任期中その委員が欠

けた場合の補充委員の任期は、前任者

の任期期間とする。これは従来の委員

会制度の建前を採つておる次第であり

事項に該当する場合において、これを

罷免するといふ規定を置いてある次第

であります。

第十二條においては、一定の事項に

該当した場合に当然退職するものと

するといふ規定でありまして、これら

は例へば國家公務員法においてもこれ

に準じたような規定もございませ

す。第十三條は委員長並びに委員会に對

する規定であります。

第十四條も同様でございます。

第十五條においては、この委員はい

附則以下におきましては、経過的な

規定として、他の法律等に掲げてあり

ます規定で、この選挙管理委員会が設

置されますに併いまして改正を要する

点を規定してある次第でございます

が、その要点を申し上げますと、

第十九條におきまして、施行期日を

規定してあるものであります。これは

十二月五日とプリントにはなつており

ますけれども、いろ／＼手続上の都

合等もありません。十二月十日とい

うことに変更した事になつたのでご

になりまして、從來「内務大臣の所轄」という文句のありましたのを削ることにいたしましたのであります。それから第二十五條の規定は、これはいろいろ問題の法律でございますが、選挙運動の文書函圖等の特例に関する法律でございますが、この問題は内容的にいろいろ検討を要する点があるかと思われのであります。衆議院におきましては、併しなから一應昭和二十二年を以ちましてこの法律の期限が切れますので、これを暫定的に昭和二十三年まで延ばすことにいたしました。そしてその内容的な問題等につきましては、尙追つて検討を加えるということにいたしましたのであります。その問題に触れましたゆえんは、その中におきまして、全国選挙管理委員会に改める事項が一ヶ所ありましたので、同時にその問題に触れました次第でございます。

次に二十六條におきましては、国会法の一部改正でございますが、これは第九十條におきまして「各議院の議員に欠員が生じたときは、その議院の議長は、内務大臣に通知しなければならぬ」という規定がございますが、これは選挙管理委員会ができませんと、当然この委員会に通知しなければならぬことになるわけでありまして、その点の改正を加えました次第であります。

大体以上が衆議院の政党法及び選挙法に関する特別委員会並びにその小委員会等におきまして協議せられたこの法案の要綱の説明でございます。委員におきましてはこの委員会

の、政党法に関する小委員会の方で衆議院の方とかね／＼緊密な聯絡を取つて今日まで来ておつたのであります。が、只今衆議院の法制部長から御説明がございました。又衆議院の政党法及び選挙法に関する特別委員長も来ておられますので、何か御質問なり御意見がございましたら……

○佐佐木謙君 念のためにちよつと伺いたしたいのであります。第三條の第四に、「政党及び政治結社に関する事項」とあります。これは全国選挙管理委員会が政党及び政治結社に関する事項というものは、事務的なこととございませうか。大体どんなふうな

○衆議院参事(三浦義男君) この点に關しましては、先ず政党の点に關しましては、政党法が御承知の通りでありまして、政党法ができませんれば、いわゆる法律上の政党というものはつきりいたして参るのでございませうけれども、それが現在法律になつておられません關係上、ここに申しますところの政党は、社会的のいわゆる政党、こういうものを政党と呼んでおる次第でございます。尙、政治結社と申しますものは、それ以外におきまして、政策綱領等を掲げまして、政治的な一定の目標に向つて結集しておるいわゆる団体等を含めまして政治結社と申したのでございまして、この事務は實際問題として、或いは外がやるのかはつきりいたしておらないような嫌いが多少あるの

○衆議院参事(三浦義男君) 差当つては、内務省の調査局で扱つておるの

であります。これは今度最高法務廳の方に移りますけれども、それらの結社等の禁止等に関する事項以外におきまして、一般的な政党政治結社に関する事項等の事務の世話はこの選挙管理委員会が必要があればするということとございまして、差し当りの問題といつたしまして、特にどういふことを今具體的にするかという所まではまだこれでは考へてないのでございませうが、將來のそれらの発達或いは法案等の模機等も見まれば、この事柄等がはつきりして参ると思つております。

○佐佐木謙君 大体届出を受けましたり何かするようなことでございませうか。○衆議院参事(三浦義男君) 内容等に互ひますと、現在政党等の届出のことは政党法が何かできませんればそれで義務が課せられて、この委員会に移るということになりますけれども、そういうことも今のところございませうから、特にここで届出をするというより、今この案におきましては差し当り考へておりません。

○佐佐木謙君 ないのですか。○衆議院参事(三浦義男君) それは先程申しました例の内務省の調査局で従來扱つておりました政党、協会その他の団体等の結社等の禁止に関する事項というのがございまして、あの勅令に基きますところの規定によりまして、届出をいたすのであります。それは今度最高法務廳の方へ届出をするにございませう。

○佐佐木謙君 そうしますとここでやる政党及び政治結社に関する事項は、差当つては内容がないのですか。○衆議院参事(三浦義男君) 差当つて

は特に内容がございませうが、これは一般的な政党の例えは調査をいたしますとか、或いは政治結社の調査をいたしますとか、そういうようなことはこの選挙管理委員会がいたして差支ないかと考へております。

○佐佐木謙君 調査だけですか。○衆議院参事(三浦義男君) はい。○竹下重次君 法制部長に念のために伺いたしたいのですが、任期三年間の内に政党の消長があつた場合に比率の相違があるわけですが、結局三年間継続してやるのだという御説明ですね。政党がすつかり解消しつたというときにはやはり同じような解釈ですね。

○衆議院参事(三浦義男君) その点はいろいろ問題は点でございます。最初案におきましては、解消になりましたり、合同になりましたりも考へたのでございませうけれども、これは又一方の見方から申しますと、そういうようなことで絶えず委員の変更いたすことは、委員の永続性と、行政機関たる性質等に鑑みまして、適當でないという意見等も現れましたので、さういふ場合のございませう場合に

○衆議院参事(三浦義男君) 三浦君、それは先程申しました例の内務省の調査局で従來扱つておりました政党、協会その他の団体等の結社等の禁止に関する事項というのがございまして、あの勅令に基きますところの規定によりまして、届出をいたすのであります。それは今度最高法務廳の方へ届出をするにございませう。

○佐佐木謙君 そうしますとここでやる政党及び政治結社に関する事項は、差当つては内容がないのですか。○衆議院参事(三浦義男君) 差当つて

は特に内容がございませうが、これは一般的な政党の例えは調査をいたしますとか、或いは政治結社の調査をいたしますとか、そういうようなことはこの選挙管理委員会がいたして差支ないかと考へております。

○佐佐木謙君 調査だけですか。○衆議院参事(三浦義男君) はい。○竹下重次君 法制部長に念のために伺いたしたいのですが、任期三年間の内に政党の消長があつた場合に比率の相違があるわけですが、結局三年間継続してやるのだという御説明ですね。政党がすつかり解消しつたというときにはやはり同じような解釈ですね。

○衆議院参事(三浦義男君) その点はいろいろ問題は点でございます。最初案におきましては、解消になりましたり、合同になりましたりも考へたのでございませうけれども、これは又一方の見方から申しますと、そういうようなことで絶えず委員の変更いたすことは、委員の永続性と、行政機関たる性質等に鑑みまして、適當でないという意見等も現れましたので、さういふ場合のございませう場合に

○衆議院参事(三浦義男君) 三浦君、それは先程申しました例の内務省の調査局で従來扱つておりました政党、協会その他の団体等の結社等の禁止に関する事項というのがございまして、あの勅令に基きますところの規定によりまして、届出をいたすのであります。それは今度最高法務廳の方へ届出をするにございませう。

○佐佐木謙君 そうしますとここでやる政党及び政治結社に関する事項は、差当つては内容がないのですか。○衆議院参事(三浦義男君) 差当つて

は特に内容がございませうが、これは一般的な政党の例えは調査をいたしますとか、或いは政治結社の調査をいたしますとか、そういうようなことはこの選挙管理委員会がいたして差支ないかと考へております。

○佐佐木謙君 調査だけですか。○衆議院参事(三浦義男君) はい。○竹下重次君 法制部長に念のために伺いたしたいのですが、任期三年間の内に政党の消長があつた場合に比率の相違があるわけですが、結局三年間継続してやるのだという御説明ですね。政党がすつかり解消しつたというときにはやはり同じような解釈ですね。

○衆議院参事(三浦義男君) その点はいろいろ問題は点でございます。最初案におきましては、解消になりましたり、合同になりましたりも考へたのでございませうけれども、これは又一方の見方から申しますと、そういうようなことで絶えず委員の変更いたすことは、委員の永続性と、行政機関たる性質等に鑑みまして、適當でないという意見等も現れましたので、さういふ場合のございませう場合に

○衆議院参事(三浦義男君) 三浦君、それは先程申しました例の内務省の調査局で従來扱つておりました政党、協会その他の団体等の結社等の禁止に関する事項というのがございまして、あの勅令に基きますところの規定によりまして、届出をいたすのであります。それは今度最高法務廳の方へ届出をするにございませう。

○佐佐木謙君 そうしますとここでやる政党及び政治結社に関する事項は、差当つては内容がないのですか。○衆議院参事(三浦義男君) 差当つて

は特に内容がございませうが、これは一般的な政党の例えは調査をいたしますとか、或いは政治結社の調査をいたしますとか、そういうようなことはこの選挙管理委員会がいたして差支ないかと考へております。

○佐佐木謙君 調査だけですか。○衆議院参事(三浦義男君) はい。○竹下重次君 法制部長に念のために伺いたしたいのですが、任期三年間の内に政党の消長があつた場合に比率の相違があるわけですが、結局三年間継続してやるのだという御説明ですね。政党がすつかり解消しつたというときにはやはり同じような解釈ですね。

○衆議院参事(三浦義男君) その点はいろいろ問題は点でございます。最初案におきましては、解消になりましたり、合同になりましたりも考へたのでございませうけれども、これは又一方の見方から申しますと、そういうようなことで絶えず委員の変更いたすことは、委員の永続性と、行政機関たる性質等に鑑みまして、適當でないという意見等も現れましたので、さういふ場合のございませう場合に

○衆議院参事(三浦義男君) 三浦君、それは先程申しました例の内務省の調査局で従來扱つておりました政党、協会その他の団体等の結社等の禁止に関する事項というのがございまして、あの勅令に基きますところの規定によりまして、届出をいたすのであります。それは今度最高法務廳の方へ届出をするにございませう。

○佐佐木謙君 そうしますとここでやる政党及び政治結社に関する事項は、差当つては内容がないのですか。○衆議院参事(三浦義男君) 差当つて

は特に内容がございませうが、これは一般的な政党の例えは調査をいたしますとか、或いは政治結社の調査をいたしますとか、そういうようなことはこの選挙管理委員会がいたして差支ないかと考へております。

○佐佐木謙君 調査だけですか。○衆議院参事(三浦義男君) はい。○竹下重次君 法制部長に念のために伺いたしたいのですが、任期三年間の内に政党の消長があつた場合に比率の相違があるわけですが、結局三年間継続してやるのだという御説明ですね。政党がすつかり解消しつたというときにはやはり同じような解釈ですね。

○衆議院参事(三浦義男君) その点はいろいろ問題は点でございます。最初案におきましては、解消になりましたり、合同になりましたりも考へたのでございませうけれども、これは又一方の見方から申しますと、そういうようなことで絶えず委員の変更いたすことは、委員の永続性と、行政機関たる性質等に鑑みまして、適當でないという意見等も現れましたので、さういふ場合のございませう場合に

○衆議院参事(三浦義男君) 三浦君、それは先程申しました例の内務省の調査局で従來扱つておりました政党、協会その他の団体等の結社等の禁止に関する事項というのがございまして、あの勅令に基きますところの規定によりまして、届出をいたすのであります。それは今度最高法務廳の方へ届出をするにございませう。

○佐佐木謙君 そうしますとここでやる政党及び政治結社に関する事項は、差当つては内容がないのですか。○衆議院参事(三浦義男君) 差当つて

は特に内容がございませうが、これは一般的な政党の例えは調査をいたしますとか、或いは政治結社の調査をいたしますとか、そういうようなことはこの選挙管理委員会がいたして差支ないかと考へております。

○佐佐木謙君 調査だけですか。○衆議院参事(三浦義男君) はい。○竹下重次君 法制部長に念のために伺いたしたいのですが、任期三年間の内に政党の消長があつた場合に比率の相違があるわけですが、結局三年間継続してやるのだという御説明ですね。政党がすつかり解消しつたというときにはやはり同じような解釈ですね。

○衆議院参事(三浦義男君) その点はいろいろ問題は点でございます。最初案におきましては、解消になりましたり、合同になりましたりも考へたのでございませうけれども、これは又一方の見方から申しますと、そういうようなことで絶えず委員の変更いたすことは、委員の永続性と、行政機関たる性質等に鑑みまして、適當でないという意見等も現れましたので、さういふ場合のございませう場合に

○衆議院参事(三浦義男君) 三浦君、それは先程申しました例の内務省の調査局で従來扱つておりました政党、協会その他の団体等の結社等の禁止に関する事項というのがございまして、あの勅令に基きますところの規定によりまして、届出をいたすのであります。それは今度最高法務廳の方へ届出をするにございませう。

○佐佐木謙君 そうしますとここでやる政党及び政治結社に関する事項は、差当つては内容がないのですか。○衆議院参事(三浦義男君) 差当つて

は特に内容がございませうが、これは一般的な政党の例えは調査をいたしますとか、或いは政治結社の調査をいたしますとか、そういうようなことはこの選挙管理委員会がいたして差支ないかと考へております。

○佐佐木謙君 調査だけですか。○衆議院参事(三浦義男君) はい。○竹下重次君 法制部長に念のために伺いたしたいのですが、任期三年間の内に政党の消長があつた場合に比率の相違があるわけですが、結局三年間継続してやるのだという御説明ですね。政党がすつかり解消しつたというときにはやはり同じような解釈ですね。

○衆議院参事(三浦義男君) その点はいろいろ問題は点でございます。最初案におきましては、解消になりましたり、合同になりましたりも考へたのでございませうけれども、これは又一方の見方から申しますと、そういうようなことで絶えず委員の変更いたすことは、委員の永続性と、行政機関たる性質等に鑑みまして、適當でないという意見等も現れましたので、さういふ場合のございませう場合に

○衆議院参事(三浦義男君) 三浦君、それは先程申しました例の内務省の調査局で従來扱つておりました政党、協会その他の団体等の結社等の禁止に関する事項というのがございまして、あの勅令に基きますところの規定によりまして、届出をいたすのであります。それは今度最高法務廳の方へ届出をするにございませう。

○佐佐木謙君 そうしますとここでやる政党及び政治結社に関する事項は、差当つては内容がないのですか。○衆議院参事(三浦義男君) 差当つて

は特に内容がございませうが、これは一般的な政党の例えは調査をいたしますとか、或いは政治結社の調査をいたしますとか、そういうようなことはこの選挙管理委員会がいたして差支ないかと考へております。

○佐佐木謙君 調査だけですか。○衆議院参事(三浦義男君) はい。○竹下重次君 法制部長に念のために伺いたしたいのですが、任期三年間の内に政党の消長があつた場合に比率の相違があるわけですが、結局三年間継続してやるのだという御説明ですね。政党がすつかり解消しつたというときにはやはり同じような解釈ですね。

○衆議院参事(三浦義男君) その点はいろいろ問題は点でございます。最初案におきましては、解消になりましたり、合同になりましたりも考へたのでございませうけれども、これは又一方の見方から申しますと、そういうようなことで絶えず委員の変更いたすことは、委員の永続性と、行政機関たる性質等に鑑みまして、適當でないという意見等も現れましたので、さういふ場合のございませう場合に

條の規定で、公務員を選任し罷免する、この國民の基本的権限から流れて来ております法案でありまして、これを保護助成するための法案でありまして、断じて一党一派、或いは党利党略のためにこの法案を作るということではないのであります、この点は篤と御了承を願いたいと思ふのであります。又衆議院において審議に当りました際にも、そういうような既成政を保護するといふような観点でなく、今申されました十五條の規定に基いてそれを保護助成するといふ観点で審議に當つたのであります、この点も篤と御了承を願いたいと思ふのであります。

○榎野勝次君 とうするとの第六條なんです、今の点から行くと第六條で「國會における同一党派の各所属國會議員数の比率による政治的実勢に基づき、各党派の推薦した者につき、これを指名しなければならぬ」といふ点は、明らかにこの政治的実勢というものが基礎にされておるので、勢い党利党略に利用される面が明らかに窺えると思ふのです。而も今日の既成政は、まだ終戦後僅かな期間しか経っていないし、眞に成長しておる立派な政党だといふことは言えない段階に、この第六條の規定が著しく既成政の實勢に左右されて来ると、勢い選挙管理の問題が党利党略に利用される危険性があると思ふのですが、先程の説明と少し矛盾して来ようと思ふのです、その点に対しては……。

○衆議院議員(淺沼稻次郎君) この点につきましては、衆議院の審議の際にも非常に議論のあつた点でありまして、いかなうにして全國選挙管理委員

会の委員を選ぶかということが非常に大きな問題になつて参りました。併し選挙場におきまして、何らかの基準がなければいかんといふような意味合よりいたしまして、現在ここに掲げてあるような規定を描いたのであります、而も現在衆議院並びに参議院の内部の現状を政治的実勢について考へて見ますならば、自然政黨ならざる政黨があるのであります、いわゆる院内交渉団体といふものがあるのであります、その院内交渉団体につきましては、この各党派の推薦したるというこの意味の中には、政黨のみならず院内にある団体、こゝういふ工合にこの意味を含めて決定したのであります、決して今ある政黨に有利のよりに作るというやうな意味合ではないのであります。ただ政黨についてはいろいろの批評もあろうと思ふのですが、現実ある政黨の委といふものを無視して政治ができるというわけでもないものであります、理想は理想として、尙且つ現実のありのままの姿をこの施行の場合に現わして行く。そゝういふ意味で決めたのであります、その点よく御了承願いたいと思ふのであります。

○佐佐木謙君 今の第六條の第二項でございますが、國會における同一党派の各所属國會議員数云々とあります、緑風会は、いわゆる社会通念における政黨ではないのであります、一種の特殊の政治結社であります、これも同一党派の所属國會議員数といふ中に入るものと私共は了解いたしておりますが、淺沼委員長如何ですか。

○衆議院議員(淺沼稻次郎君) この点につきましては、只今私が板野委員の質問に対してお答え申しました通り、

ここに政黨とあるのは政黨及び会派、並びに院内団体を指すものであることを御了承願いたいと思ふのであります。従いまして緑風会が院内団体の中に入るという結果になるのであります、これも御了承を願いたいと存じます。尙且つこれを決めるに當りましては、必然的に衆議院並びに参議院の議事運営委員会等を通じて、そのいわゆる政治的実勢に基いてその候補者を決めるというやうな結果にならうと思ふのであります、この運営において今板野さんが指摘されたことのないやうにして行くことが、私は必要でなからうかと存じます。

○佐佐木謙君 もう一つ伺いますが、只今頂いた國會議員の各派別の統計表であります、自分等の会派のことばかり申しますが、その一つの方は、緑風会九十名とあります。もう一つの方は、緑風会八十一名とあり、國民協同党九名とあつて、分けてあります。実は國協が緑風会に入りまして、この約東は、参議院においては國協といふ黨を解消して、個人の資格において入れてくれといふことでもあつた、殊に緑風会の中に融け込んでおるといふやうに了解しております、これが選挙管理委員を選出します場合に、直ちに具体的に影響のある問題ですか、それはどういふふうな衆議院の方で御了解になつておりますか。

○衆議院議員(三浦義男君) お手許に上げました表は、かような前提においてお考えを願いたいと思つております。これは昭和二十二年の十一月十五日現在を以て調べてあるのをごさいまするので、その後のいろいろの實際の党籍

の変更等によりまするところの、所属議員数の変更等はこれに加つておりません点を先づ第一に御了承願いたいと思つております。それからこの法案の二十條の説明におきまして、先程申し上げましたやうに、實際この委員を選任いたします場合に、公布の日の所属議員数によるということになつておるのであります、参議院の方でも近く御可決になりまして、或いは七日か八日頃でも公布ができるやうになりますれば、その日の現在員によるということになつております点を、予めお含み置きを願いたい。それから只今お尋ねの点でございますが、最初にござましたは、参議院の緑風会の八十一名と國民協同党の九名という者を一緒にいたしました、緑風会の中に九十名として引括めした表を作つて出したのであります、衆議院の御審議の際におきまして、國協の代表の方から意見が出まして、緑風会の中に九名の國民協同党の人があるので、これはいわゆる院内の団体としては緑風会に或いは入つておるかも知れませんが、政黨として選挙の際に打つて出た人たちである、これは黨として当然衆議院の國民協同党の中に入つて計算して貰わなければ困るといふやうな意見もありましたので、その点を参酌いたしまして、最初緑風会の中に引括めておりましたのを特に取り出しまして、國民協同党として挙げた次第でございます。従いましてそれらの点に閉じましては、先程淺沼委員長からもお話がありましたやうに、實際委員を選任する場合におきまして、尙議院運営委員会等を通じて最後の御決定を願えれば結構であると思つております。

○委員(本内國書君) 外に御質問はありませんか。それでは若し外に御質問がなければ、今日はこの程度で打ち切ります、明日……、そして各党派で御意見をお聴めになつて置いて頂きまして、今日衆議院の方を通過して参りましたら明後朝討論、採決をいたしたいと思ふのですが……。

○榎野勝次君 ちよつと……第五條の委員の九人ですが、これはどういふ根拠で九人といふやうな……。

○衆議院議員(三浦義男君) この委員の数につきましては、経過とありの儘に申上げますれば、最初十一人と考へたのであります。十一人の中の三人を学識経験者、八人を只今こゝういふやうな國會から指名された人といふやうなことに考へたのであります。その場合におきまして八人を一應考へましたのは、衆議院、参議院の議員数を合せますと七百十六名でございますから八人といふことにいたしましたのであります。しかしながらいろいろの点から学識経験者を取り出すこともどうかといふやうなことに成りましたので、各政黨から推薦された方々といふにいたしました、その場合に、人数等の点も考慮いたしまして、代表を出される委員の人数等も考慮いたしまして、一人殖やしまして九人と、こゝういふことになつたわけでございます。それでこの九人を、もつと少くてもいいぢやないかといふやうな説もあつたのであります。それは、これが常動であるし、又行政機関である。それに大勢の人が實際この委員となつて来て、余り大勢では事務の執行上却つて円滑

見ると至れり。されば極端するところ

な運営ができないのじやないかという意見等もあつたのであります。結論として九名ということになつたのであります。

○委員(本内閣) 外に御質問がなければ、全国選挙管理委員会法案の方の審議はこの程度にいたしたいと思つて止めて……

次に請願及び陳情についてお語りいたしたいと思つて、ちよつと速記を止めて……

○委員(本内閣) それじや速記を始めて……それでは小泉秀吉氏の紹介にかかります「衆議院議員選挙法中船員不在投票制度改正に関する請願」についてお語りいたしたいと思つて、先ず紹介議員から御説明を願います。

○委員(小泉秀吉) 紹介の要旨を極く簡単に御披露させて頂きま

國民の政治に関する関與は平等でなければならぬといふことは申すまでもないのであります。現行の衆議院議員の選挙法は、職務に起因して選挙権を行使することができない者に対して不在投票の制度を設けて、選挙権の行使を十分にさせようといふこととしておられるのは御承知の通りでございますが、実際上現在の不在投票の制度では、船員は殆んどその選挙権を十二分に行使することができないといふのが実情であります。御承知のように、船員は船員としての生活が極く限り、いわゆる不在者でありまして、船員の生活におきましては、家におるといふことは例外である。そして船員がその居住が移動をしておる。僅かに定期船

に乗り込む船員だけが、予定の通りほぼ自分の居住が確定しておるといふのが現状であります。大多数のトランパーその他小船に乗つておる船員はその移動性が甚だ不確実であります。こういうような船員の生活、いわゆる居住の確立していない者に、不在投票の現行の制度で果して選挙権を完全に行使させることができるかというよりなことであります。実際は先般の四月の総選挙におきまして、殆んど……ただ兵庫縣だけの例を引きましても、全

有権者の二乃至三割といふくらい投票をしたに過ぎないやうなことであります。このままではおると、全國二十万人以上に亘る船員が、その職務のために選挙をすることが絶対に不可能だといふやうなふうにお申しても、差支ないと思つてお申して、かような欠点をぜひ法の改正においてして頂きたいといふのが本請願の要旨であります。一体現行の行き方ではおると、選挙名簿に登録されておる者が登録しよとするとするには、郵便で三回ほど通信の往復をしなければならぬといふやうなことであります。又市町村の選挙管理委員会に対して不在投票用紙や封筒を請求しまして、これが船員の手が届いて来るまでに、先刻申し上げましたやうな船員の所在が甚だ確実でない者ですから、期限のうちに果してその郵便が届くかどうかといふやうな不安があるばかりでなしに、事実においては届いてみても、それが又轉送をしなければならぬといふやうな実情にあるのでございます。こ

ういふやうな不便な観点から、ぜひ現行の選挙規則を適当に変更して頂きたい。そして船員である國民、而も

二十方に達する者にもぜひ均等の選挙権を洩れなく行使するやうなふうにする選挙法を作つて頂きたい。こゝういふやうな要旨でありまして、お手許に差上げました日本海員組合長から一つの試案も出ておりますが、必ずしもそれによらないでも、そうしたやうな方法で一つぜひ船員が十二分に選挙ができるやうなふうにお取計を願いたいという趣旨であります。以上私紹介者として皆さんにぜひ本請願が採択になつて、至急に法文化せられることをお願いいたします次第でございます。有難うございました。

○委員(本内閣) 次に戦争犠牲の負担公平を自由討議の問題とするこのに關する請願についてお語りいたしたいと思つて……

○委員(本内閣) 前の件についてちよつとお聞きしたい。そうすると衆議院議員の選挙法の改正といふことだけに限定したのはどういふことか、これが一つ。それからこれはお答をする方が長くなるので御無理かと思つて、小泉さんは海外の事情に非常に精しいので、英米等ではどのようにこの問題を処理しておられるか、これは紹介者でなくとも、法制部長でも次の機会に返事してよいのですが、その二つをお伺いしたい。

○委員(小泉秀吉) お答えいたします。この不在投票の規則といふのは、ずつと前の憲法の時分であつたのだから、衆議院の選挙法の方に不在投票の規則がありまして、それが参議院の方のことにまでその当時及んでおらなかつたので、この法の改正も、いわゆる船員不在投票制度を改正する

時分にも、当然ひとり衆議院ばかりでなくて、一切の投票に及ぼして頂きたいといふのが諸議者の趣旨であると私は了解しております。

○委員(本内閣) 衆議院を国会議員に替へてもよいわけですね。

○委員(小泉秀吉) そういふようにお取計を願つてお申したいと思つて止めて……

○委員(本内閣) 次の議案に入ることにお異議ございませんか。

○委員(本内閣) 戦争犠牲の負担公平を自由討議の問題とするこのに關する請願、諸議者は東京都中央区築地三丁目一番地渡邊勝男外百十九名、紹介議員北條秀一君、今後の日本再建のために、戦争への正しい反省と決算をつける戦争責任問題と戦時利得処理とは、不十分ながら一應推進されつつあるが、戦争犠牲の著しい不均等がそのまま放置されていることは、理論的に不合理であるのみならず、現実的問題として戦争犠牲者の甚しい生活の困窮を放置することは、日本再建の重大な障害となるから、戦争犠牲の負担公平の問題を、國の重要な政策を決定すべき自由討議において討議されたいとの請願であります。

○委員(本内閣) 御質問ありませんか。紹介議員は来ておりませんが……向陳情書をこの際朗読して貰つて、それと前の請願の取扱についてあとで一括してお語りいたしたいと思つて止めて……

○委員(本内閣) 陳情第二十七号、新憲法の活用に関する陳情、自然の推移は日本をして人類存在の意義を自覚せしむるに至りし結果、その実現の基本として民主主義的憲法の公布を

見るに至れり。されば極端するところ宇宙の秩序を維持するの前提として人類の平和的の一体を建設するにあり。然るに平和は生活の平等に成立し、生活の平等は共存共栄の結果に到達す。故に憲法十一條は國民の権利は平等なるべき旨を掲げ、これを全うするにはその当然として共存共栄の手段に俟たざるべからざるを十二條に規定し、以て平和建設の礎石となしたり。而してこの兩條の出生は人類普遍の原理に基づくものとせり。

○委員(本内閣) 戦争犠牲の負担公平を自由討議の問題とするこのに關する請願、諸議者は東京都中央区築地三丁目一番地渡邊勝男外百十九名、紹介議員北條秀一君、今後の日本再建のために、戦争への正しい反省と決算をつける戦争責任問題と戦時利得処理とは、不十分ながら一應推進されつつあるが、戦争犠牲の著しい不均等がそのまま放置されていることは、理論的に不合理であるのみならず、現実的問題として戦争犠牲者の甚しい生活の困窮を放置することは、日本再建の重大な障害となるから、戦争犠牲の負担公平の問題を、國の重要な政策を決定すべき自由討議において討議されたいとの請願であります。

○委員(本内閣) 御質問ありませんか。紹介議員は来ておりませんが……向陳情書をこの際朗読して貰つて、それと前の請願の取扱についてあとで一括してお語りいたしたいと思つて止めて……

○委員(本内閣) 陳情第二十七号、新憲法の活用に関する陳情、自然の推移は日本をして人類存在の意義を自覚せしむるに至りし結果、その実現の基本として民主主義的憲法の公布を

而して競争あるところに平和なく、平和なきところに尊重なく、自由なし。故に新憲法の目的を達するがためには、その活動に國民の生活を平等ならしめて上の競争を杜絶するの政策を伴わせざるべからず。これが新憲法活用に関する陳情であります。

○委員(本内閣) 向この外に陳情第四百三十九号、第五百九号、陳情四百八十九号といふのがあります。これはいかがでしょうか、朗読を省略しまして、先程御審議願いました請願と共に一括庶務関係の小委員に一應付託しまして、取扱の方を研究して頂

五

いて、それからこの委員会において相
談したらどうかと思いますが、いかが
でしょうか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員(木内四郎君) それでは御異
議ないものと認めまして、そのように
取計らいます。

外に若し議題がありませんければ本
日はこの程度にしまして、明日は午前
十時からこの委員会を開きまして、全
國選挙管理委員会法案の討論、採決を
して本会議の方に緊急上程して貰うよ
うにしたいと思えます。本日はこれに
て散会いたします。

午前十一時三十三分散会
出席者は左の通り。

委員長 木内 四郎君
理事 藤井 新一君
駒井 藤平君

委員

天田 勝正君
松本治一郎君
淺岡 信夫君
黒川 武雄君
左藤 義詮君
櫻内 辰郎君
佐佐 弘雄君
佐藤 尚武君
板野 勝次君
佐々木良作君

委員外議員

藤田 芳雄君
星野 芳樹君
小泉 秀吉君
衆議院議員
政党法及び選挙法に
関する特別委員長
事務局長
浅沼稻次郎君
事務局側
小林 次郎君

参事(事務次長) 近藤 英明君
参事(法制部長) 川上 和吉君
参事(議事部長) 寺光 忠君
参事(委員部長) 河野 義彦君
衆議院事務局側
参事(法制部長) 三浦 義男君

八月二十六日本委員会に左の事件を付
託された。

一、戦争犠牲の負担公平を自由討議
の問題とする。ことに開する請願
(第四百三十二号)

(請第四百三十二号) 昭和二十二年八
月十三日受理
戦争犠牲の負担公平を自由討議の問題
とする。ことに開する請願

請願者 東京都中央区築地三丁
目一番地 渡邊勝男外
百十九名

紹介議員 北條秀一君

今後の日本再建のために、戦争への
正しい反省と決算をつける戦争責任問
題と戦時利得処理とは、不十分ながら
一應推進されつつあるが、戦争犠牲の
著しい不均等がそのまま放置されて
いることは、理論的に不合理であるの
みならず、現実的問題として戦争犠牲
者の甚しい生活の困窮を放置するこ
とは、日本再建の重大な障害となるか
ら、戦争犠牲の負担公平の問題を、國の
重要な政策を決定すべき自由討議に
おいて討議されたいとの請願。

十月二十日本委員会に左の事件を付託
された。

一、政党法制定反対に関する陳情
(第四百三十九号)

(陳第四百三十九号) 昭和二十二年
九月二十九日受理
政党法制定反対に関する陳情

東京都荒川区尾久町一〇ノ一八
一六番地 熊倉兌促

目下議会において論議中の政党法
は、政党政治の発展伸張を阻害するば
かりでなく、現五大政党的専横暴を、
達成しようとする野望の具に供せらる
る素質が充分あるので、かかる法規を
制定すれば百害あつて一利ないと認め
られるので中止せられたいとの陳情。

十月二十七日日本委員会に左の事件を付
託された。

一、衆議院議員選挙法中船員不在投
票制度改正に関する陳情(第四百
八十九号)

一、政党法制定反対に関する陳情
(第四百九号)

(陳第四百八十九号) 昭和二十二年
十月七日受理
衆議院議員選挙法中船員不在投票制度
改正に関する陳情

大阪市西区川口町近畿海運局内
大谷龍造

現行衆議院議員選挙法中の船員不在
投票制度は、一、船員は船舶を住居とし
てゐるので選挙人名簿に記載漏
が多く、これを発見しても修正の申立
は不可能に近い。二、現行船員不在
投票手続が煩雑すぎるから選挙期日に
間にあわない。三、選挙区に居住して
いないので立候補者の氏名及び経歴等
の情報入手も困難である等の欠陥があ
るから早急に改正されたいとの陳情。

(陳第四百九号) 昭和二十二年十月
十日受理

政党法制定反対に関する陳情
長野縣南佐久郡野澤町 藤島大
観

十一月十七日本委員会に左の事件を付
託された。

一、衆議院議員選挙法中船員不在投
票制度改正に関する請願(第四百
八十七号)

(請第四百八十七号) 昭和二十二年
十一月四日受理
衆議院議員選挙法中船員不在投票制度
改正に関する請願

請願者 神戸市生田区海岸通三
丁目二六全日本海員組
合組合長 陰山壽

紹介議員 小泉秀吉君

現行衆議院議員選挙法中の船員不在
投票制度は、一、船員は船舶を住居と
してゐるので選挙人名簿に記載漏が多
く、これを発見しても修正の申立は不
可能に近い。二、現行船員不在投票
手続が煩雑すぎるから選挙期日に間に
あわない。三、選挙区に居住していな
いので立候補者の氏名及び経歴等の情
報入手も困難である等の欠陥があるか
ら早急に改正されたいとの請願。

十二月一日予備審のため、本委員会に
左の事件を付託された。

一、全國選挙管理委員会法案(衆予
第七号)

委員会を置く。
全國選挙管理委員会は、内閣総理
大臣の所轄に属する。

第二條 全國選挙管理委員会の委員
は、独立してその職務を行う。

第三條 全國選挙管理委員会は、左に
掲げる事務を掌る。

一 国会議員の選挙及び地方自治法
に基く選挙その他の投票に関する
調査及び資料の蒐集並びにこれら
の制度に関する事項

二 最高裁判所裁判官国民審査法に
よる国民審査及び日本國憲法改正
の國民の承認に関する投票に関す
る調査及び資料の蒐集並びにこれ
らの制度に関する事項

三 前三号の選挙、投票及び國民審
査に關し必要な予算の要求、用紙
のあつせんその他これらの施行準
備に關する事項

四 政党及び政治結社に関する事項

五 その他法律に基きその権限に属
する事項

第四條 全國選挙管理委員会は国会議
員の選挙又は地方公共団体の議会の
議員若しくは長の選挙その他の投票
に關する事務についてはそれぞれ、
参議院全國選出議員選挙管理委員
会、都道府縣又は市町村(これに準
ずるものを含む。)の選挙管理委員
会を指揮監督する。

第五條 全國選挙管理委員会は、委員
九人を以て、これを組織する。

委員は法令によつて公務に従事す
る職員とする。

第六條 全國選挙管理委員会の委員
は、國會の議決による指名に基いて、
内閣総理大臣がこれを任命する。

委員は、國會におけると同一党派の

管理委員会の要求がある場合には、

各所屬国会議員の比率による政治

第十條 左の各号の一に該当する者

一 第九條に該当するに至つた場合

るところにより所要の職員を置く。

と

各所属國會議員数の比率による政治的実勢に基き、各党派の推薦した者につき、これを指名しなければならぬ。

小党派は、必要ある場合には、前項の規定により推薦をする目的を以て、連合することができる。

国会は、委員の指名を行うに當つては、前二項の規定に基き、小党派が共同して推薦した者も指名されるように措置しなければならない。

第七條 国会は、前條第二項の規定による委員の指名を行う場合において、同時に、委員と同数の予備委員を指名しておかなければならない。

予備委員は、委員が欠けた場合に、その委員の職務を行う。

予備委員については、前條及び第八條乃至第十二條の規定を準用する。

第八條 全国選挙管理委員会の委員の任期は、三年とする。但し、委員の任期中その委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

委員は、再任されることができ、但し、引き続き九年を超えて在任することができない。

前二項の規定にかかわらず、委員は、国会の閉会又は衆議院の解散の場合に任期が満了したときは、その後最初に召集された国会において、あらたに委員が指名され内閣総理大臣がこれを任命するまでの間、なお在任するものとする。

第九條 全国選挙管理委員会の委員は、國會議員又は地方公共団体の議会の議員若しくは長と兼ねることができない。

第十條 左の各号の一に該当する者は、全国選挙管理委員会の委員となることができない。

一 禁治産者及び準禁治産者
二 衆議院議員選挙法若しくは参議院議員選挙法による選挙、地方自治法に基き選挙若しくは投票又は最高裁判所裁判官国民審査法による審査に関する罪を犯し刑に処せられた者

三 前号に規定するものの外、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者

四 全国選挙管理委員会の委員としての在職中の非行により罷免された者

第十一條 内閣総理大臣は、全国選挙管理委員会の委員が、左の各号の一に該当する場合においては、これを罷免するものとする。但し、第一号及び第二号の場合においては、国会の同意を得なければならぬ。

一 心身の故障のため、職務の執行ができない場合
二 職務上の義務に違反し、その他委員たるに適しない非行があつた場合

三 委員の罷免につき、国会の議決に基き勧告があつた場合
国会の閉会又は衆議院の解散のため、前項但書の規定による国会の同意を得ることができないときは、事後にその承認を求めなければならぬ。

第十二條 全国選挙管理委員会の委員は、左の各号の一に該当する場合においては、当然退職するものとする。

一 第九條に該当するに至つた場合
二 法律の定める公の彈劾の手續により罷免すべきものと決定された場合

三 全国選挙管理委員会の委員として引き続き九年在任するに至つた場合
四 委員から退職の申出があり、委員会においてこれに同意し、内閣総理大臣がこれを承認した場合

第十三條 全国選挙管理委員会の委員は、委員の互選に基き、内閣総理大臣が、これを任命する。

委員長は、全国選挙管理委員会の会務を総理し、委員会を代表し、その職員を指揮監督する。

委員会は、あらかじめ委員の中から、委員長が故障のある場合に、委員長を代理する者を定めておかなければならない。

委員会は、委員長がこれを招集する。三人以上の委員から委員会の招集の請求があるときは、委員長は、これを招集しなければならない。

第十四條 全国選挙管理委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

第十五條 全国選挙管理委員会の委員は、國務大臣の俸給に準ずる報酬を、委員長以外の委員は、一般官吏の最高の俸給よりも少くない程度の報酬を受ける。

第十六條 全国選挙管理委員会に、委員会に関する事務を処理させるため、事務局を附置する。

第十七條 全国選挙管理委員会は、その職務を行うため必要があるときは、関係官公署に対し、必要な報告又は資料若しくは記録の提出を求めることができる。

第十八條 全国選挙管理委員会は、この法律に規定するものの外、その事務の処理に關し、必要な規則その他の事項を定めることができる。

前項の規則中公表を要するものは、官報を以て、これを告示する。

第十九條 この法律は、昭和二十二年十二月十五日から、これを施行する。但し、第二十一條の規定により、全国選挙管理委員会が第三條に規定する事務の引継を受け終わるまでの間は、なお、従前の通り内務省において、その事務を行うものとする。

全国選挙管理委員会は、前項但書の規定により内務省において行つた事務について、事後に、これを審査することができる。

第二十條 第六條第二項及び第七條第三項の規定による全国選挙管理委員会の委員及び予備委員の指名に関する手續は、前條の期日より前に、これを行うことができる。

前項の場合において、各党派の所属國會議員数は、この法律の公布の日現在による。

第二十一條 従前内務省に屬した第三條に規定する事務につき、全国選挙

管理委員会の要求がある場合には、内務省は、直ちに、これに事務の引継を行わなければならない。但し、その事務の引継は、昭和二十五年十二月三十一日より遅く行われてはならない。

第二十二條 衆議院議員選挙法の一部を次のように改正する。

第七十六條、第七十九條第二項、第八十六條、第九十六條第一項、第九十七條、第九十八條第一項、第九十九條及び第一百零四條ノ二第三項中「内務大臣」を「全国選挙管理委員会」に改める。

第一百條及び第一百條ノ二中「内務大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第二十三條 参議院議員選挙法の一部を次のように改正する。

第十三條第二項中「内務大臣の所轄とし」を削る。

第十四條第一項中「その議員」を「國會議員以外の者で参議院議員の被選挙権を有するもの」に改める。

第六十三條、第七十一條第二項、第七十五條但書、第八十條第二項、第八十一條及び第八十二條第一項中「内務大臣」を「全国選挙管理委員会」に改める。

特例に関する法律の一部を次のように改正する。

第一條中「昭和二十二年」の下に「及び昭和二十三年」を加える。

第十三條中「内務省」を「全国選挙管理委員会」に改める。

附則第二項中「昭和二十二年」を「昭和二十三年」に改める。

第二十六條 國会法の一部を次のように改正する。

第一百十條中「内務大臣」を「全国選挙管理委員会」に改める。

昭和二十三年五月十日印刷

昭和二十三年五月十一日発行

参議院事務局

印刷者 印刷局